

茅野市情報共有システム実施要領

(令和7年4月1日制定)

(目的)

第1 この要領は、茅野市の建設工事及び建設工事に係る委託業務における受発注者間の業務の効率化及び生産性と品質の向上を実現するとともに、CO₂削減を図るため、情報共有システムの利用に関する事項について定める。

(情報共有システムの定義)

第2 「情報共有システム」とは、インターネットを通じてASP (ApplicationServiceProvider) 方式で提供されるアプリケーションを利用し、工事及び委託の各段階において、受発注者間でやり取りされる文書、写真・図面等様々な情報を電子データにより交換・共有するシステムのことである。

(対象工事等)

第3 情報共有システムを利用する対象の範囲は、予定価格が100万円を超えるすべての建設工事（建築工事を除く。）及び建設工事に係る委託業務（建築関連業務を除く。）とする。

- 1) 建設工事は原則全ての工事で実施すること。ただし、工事内容により必要がない場合や、地理的条件などから通信環境が確保できない等、情報共有システムの利用が困難な場合には、監督員と協議の上で実施しないことができる。
- 2) 建設工事に係る委託業務は原則全ての業務で実施すること。ただし、受注者において、利用する情報共有システムに係る事前準備等が必要な場合、情報共有システムを利用しないことができる。

(情報共有システムの仕様)

第4 利用するシステムは、別添「長野県情報共有システム機能仕様書」を満たすものから、受注者が選択し、事前に監督員の承認を得るものとする。

(情報共有システムの実施内容)

第5 実施内容は以下の項目とし、受発注者間で確認し決定する。

- ①受発注者間の書類（工事打合せ簿等）の受け渡し
（書類によっては、紙決裁で行う場合を認める）
- ②現場状況の共有
- ③確認・立会依頼

④その他 システムで利用可能な項目

(積算の取扱い)

第6 情報共有システムの積算上の取扱いは以下のとおりとする。

- 1) 工事のシステム利用に要する費用(登録料及び利用料)は、共通仮設費率(技術管理費)に含むものとする。
- 2) 委託のシステム利用に要する費用(登録料及び利用料)は、各種経費※に含むものとする。

※各種経費

測量業務：間接測量費、設計業務：間接原価、地質調査業務：業務管理費

(協議確認事項)

第7 情報共有システムの利用にあたっては、受発注者間で協議・確認すべき内容を事前協議により行う。

(その他)

第8 発注者及び受注者はシステムを使用するパソコンを、常に以下の状態に保たなければならない。

- ①ウィルス対策ソフトを導入し、常に最新の更新を行うこと。
- ②OS、ブラウザ及びメールソフトに最新のセキュリティパッチを適用すること。
- ③ウィニー等のファイル交換ソフトをインストールしないこと。

(適用)

第9 この要領は、令和7年4月1日から適用する。